

財務省告示第二百六十八号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵

省令第三十号）第五十条の規定に基づき、平

成十六年五月二十日に発行した利付国債の発行条

件等を次のとおり告示する。

平成十六年六月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記号 利付国庫債券（二年）（第二百二

十回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三

十四号）第四条第一項及び平成

十五年度における公債の発行の

法律第十八号）第二条第一項並

特別に關する法律（平成十五年

法律第十八号）第二条第一項並

びに平成十六年度における財政

運営のため公債の発行の特例

等に関する法律（平成十六年法

律第二十二号）第二条第一項

三 振替法の適 成十三年法律第七十五号。以下

用等 振替法」という。の規定の適

用を受けけるものとし、その振替

機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）及び価格

競争入札と同時に行われる入札

であつて、価格競争入札におい

て定められた利率をその利率と

し、価格競争入札において募入

の決定を受けられた各申込みの

価格を募入額に各申込みの応募

価格を募入額により加重平均し

と得られるものによる発行（以下「





